

大口町告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）建設部維持管理課において一般の縦覧に供する。

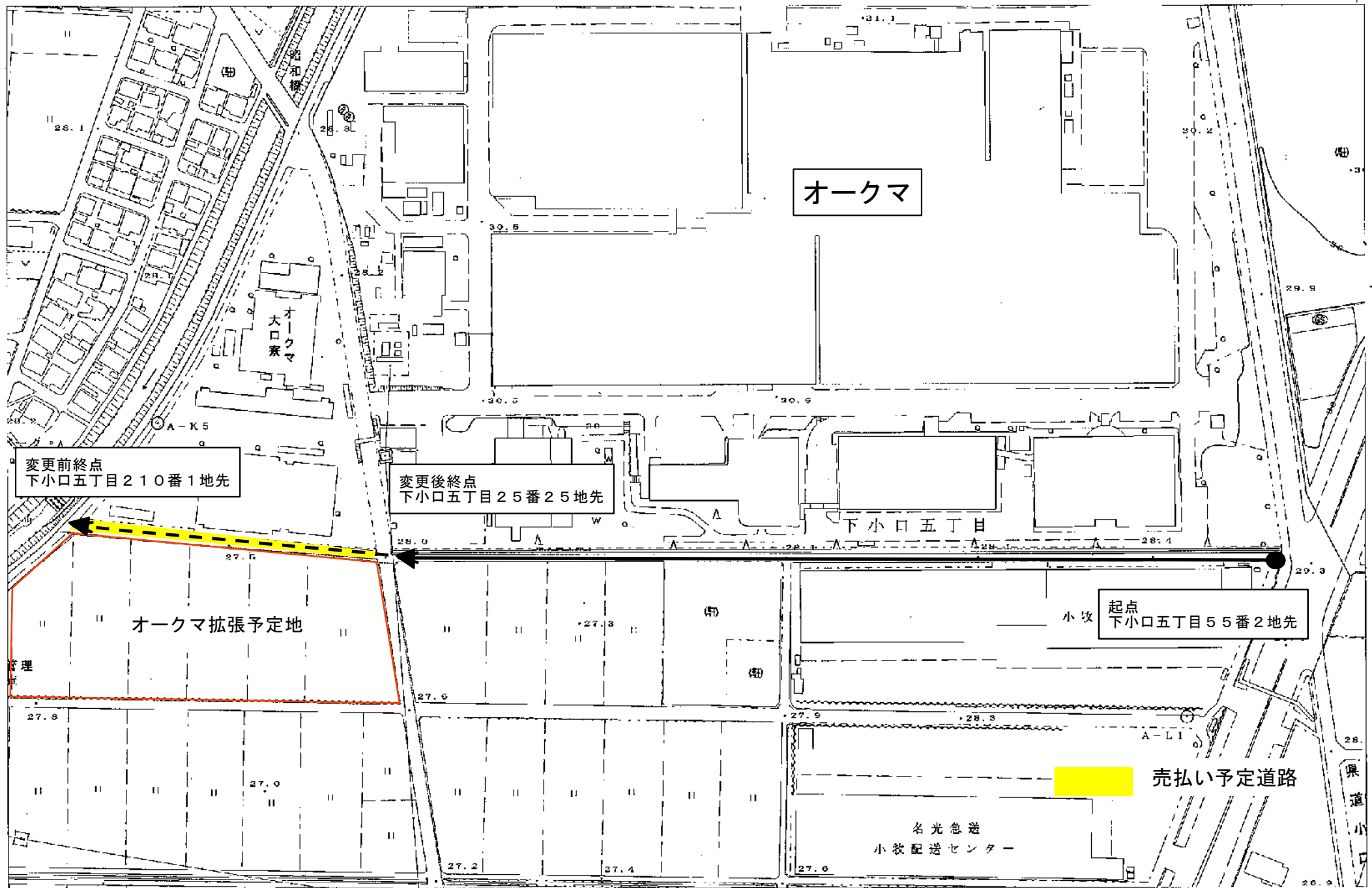
令和6年12月20日

大口町長 鈴木 雅 博

道路の区域変更

路線 番号	路 線 名	新旧	区 間	敷地幅員	延長
7 6 9	町道 下小口 6 9 号線	旧	下小口五丁目 5 5 番 2 地先から 下小口五丁目 2 1 0 番 1 地先まで	3.0～5.6 m	609.4m
		新	下小口五丁目 5 5 番 2 地先から 下小口五丁目 2 5 番 2 5 地先まで	3.0～5.6 m	446.3m

町道路線区域変更 町道下小口69号線 位置図



1:2,500

0 50 100 150 200m